

説 明 書

(歯科治療困難患者)

奈良県心身障害者歯科衛生診療所で対応させていただきます歯科治療困難な患者について、適応対象となる患者、歯科診療の方法と診療申込の手順についてご説明をさせていただきます。

1. 適応対象となる患者は、

- ① 歯科治療恐怖症患者
 - ② 嘔吐反射が強い患者、異常絞扼反射の患者
 - ③ 歯科治療で血管迷走神経反射；過換気症候群；パニック障害の既往がある患者
- 但し、上記の患者のうち、重度心疾患や小下顎症、埋伏智歯抜去の処置は対象外です。

2. 歯科診療の方法

静脈内鎮静法に限定した歯科治療となります。

(点滴で腕の静脈に鎮静薬を注入し、苦痛やストレスがなく歯科治療が行えます)

なお、当診療所の医療面接にて、医学的対応が必要な場合、上気道の問題や静脈内鎮静法では対応が困難な場合、3次歯科医療機関に紹介をさせていただきます。

3. 診療申込の手順

- ① 一般の歯科診療所からの紹介のみを受け入れます。

当診療所への患者様からの直接の診療申し込みは受け入れていません。

- ② 歯科治療困難患者の紹介をご希望の先生は、当診療所HPに掲載の歯科治療困難患者の紹介状に必要事項をご記入後、紹介状を当診療所にFAX(0744-29-0116)にてご送信をお願いします。その後、患者様ご本人からの電話連絡にて予約を受け付けさせていただきます。なお、FAXして頂いた紹介状は当診療所の初診時に患者様が持参するようにご指示をお願いします。

- ③ FAXにて説明書および紹介状をご希望の先生は、当診療所(TEL:0744-29-0115)にご連絡下さい(月2回日曜日、火曜日と土曜日は休診しております)。

- ④ 歯科治療困難患者の歯科治療が終了すれば、処置部位と治療内容等を明記した書類を封印後、紹介元の先生に手渡すように患者様に説明しますのでお受け取り下さい。